

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要(雇用調整助成金の特例)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずるとともに、産業雇用安定助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の概要

① 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、1 日当たり支給上限額を 13,500 円、助成率を 2/3（中小企業にあっては 4/5）（令和 2 年 1 月 24 日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を 3/4（中小企業にあっては 9/10）とする特例措置の期間を令和 3 年 11 月 30 日まで延長する。

② 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、地域特例（※ 1）及び業況特例（※ 2）の対象となる期間を令和 3 年 11 月 30 日まで延長する。

（※ 1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 18 条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主に対する特例

※ まん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象

※ 各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末までの休業等（令和 3 年 11 月 30 日までに行ったものに限る。）に適用

（※ 2）特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主に対する特例

なお、（※ 1）及び（※ 2）の助成率は以下のとおり。

・ 1 日当たり支給上限額：15,000 円

・ 助成率：4/5

（令和 3 年 1 月 8 日以降解雇等を行っていない場合 10/10）

③ 継続して雇用された期間が 6 か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 3 年 11 月 30 日までの間にある場合に変更する。

④ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、支給上限日数に加えて支給を受けることができること等とする期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までに変更する。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 9 月中旬（予定）

施行期日：公布日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

- 令和2年度予算額（第3次補正まで）：雇用調整助成金 2兆7,849億円 緊急雇用安定助成金 2,482億円〔合計 3兆331億円〕
- 令和3年度予算額（令和2年度繰越額含む）：雇用調整助成金 1兆2,693億円 緊急雇用安定助成金 1,591億円〔合計 1兆4,283億円〕

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年4月30日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～11月30日まで) 予定
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円	休業・教育訓練の助成額の上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)	同左
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可)	同左
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左

(実績)・支給申請件数(9/10) 4,617,310件 (参考)リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
 ・支給決定件数(9/10) 4,485,701件 ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
 ・支給決定金額(9/10) 4兆4,065億円 ・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額(現在8,265円)

※助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)。

(注2) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の大企業。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の企業。

雇用調整助成金の支給状況について

- ◆ 令和2年度財源確保額：3兆9,268億円（うち雇用調整助成金：3兆5,882億円、緊急雇用安定助成金：3,386億円）
- ◆ 令和3年度財源確保額：1兆4,501億円（うち雇用調整助成金：1兆2,693億円、緊急雇用安定助成金：1,808億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～4/16	－	3,237,136(752,600)	－	3,107,596(715,368)	－	32,617(2,233)
4/17～4/23	58,771(13,693)	3,295,907(766,293)	66,991(15,630)	3,174,587(730,998)	557(50)	33,174(2,283)
4/24～4/30	67,098(15,368)	3,363,005(781,661)	59,094(14,044)	3,233,681(745,042)	513(43)	33,686(2,326)
5/1～5/7	43,484(10,408)	3,406,489(792,069)	29,932 (6,816)	3,263,613(751,858)	307(26)	33,993(2,353)
5/8～5/14	90,749(21,093)	3,497,238(813,162)	77,134(17,121)	3,340,747(768,979)	618(48)	34,612(2,401)
5/15～5/21	72,508(17,171)	3,569,746(830,333)	80,238(18,908)	3,420,985(787,887)	679(58)	35,291(2,458)
5/22～5/28	74,075(17,014)	3,643,821(847,347)	80,073(19,280)	3,501,058(807,167)	722(56)	36,013(2,514)
5/29～6/4	84,484(20,323)	3,728,305(867,670)	77,311(18,832)	3,578,369(825,999)	657(55)	36,669(2,570)
6/5～6/11	61,586(14,591)	3,789,891(882,261)	73,422(17,326)	3,651,791(843,325)	607(51)	37,277(2,620)
6/12～6/18	54,719(12,848)	3,844,610(895,109)	68,132(15,488)	3,719,923(858,813)	550(48)	37,826(2,669)
6/19～6/25	56,561(13,588)	3,901,171(908,697)	63,342(14,522)	3,783,265(873,335)	535(43)	38,362(2,712)
6/26～7/2	74,236(17,755)	3,975,407(926,452)	63,081(14,812)	3,846,346(888,147)	464(37)	38,826(2,749)
7/3～7/9	64,955(15,536)	4,040,362(941,988)	61,505(14,463)	3,907,851(902,610)	471(40)	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591(9,457)	4,141,157(965,565)	42,947(10,375)	4,013,670(927,676)	299(24)	40,125(2,861)
7/24～7/30	82,683(20,003)	4,223,840(985,568)	68,476(16,724)	4,082,146(944,400)	581(49)	40,706(2,910)
7/31～8/6	76,507(18,281)	4,300,347(1,033,849)	64,915(15,327)	4,147,061(959,727)	540(48)	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189(13,042)	4,407,990(1,028,971)	67,697(15,851)	4,267,043(987,770)	589(52)	42,324(3,056)
8/21～8/27	64,542(14,986)	4,472,532(1,043,957)	70,880(16,503)	4,337,923(1,004,273)	537(48)	42,861(3,103)
8/28～9/3	78,387(18,988)	4,550,919(1,062,945)	74,588(17,539)	4,412,511(1,021,812)	620(54)	43,481(3,157)
9/4～9/10	66,391	4,617,310	73,190	4,485,701	584	44,065
うち雇用調整助成金	50,203	3,538,177	56,079	3,446,778	532	40,857
うち緊急雇用安定助成金	16,188	1,079,133	17,111	1,038,923	52	3,209

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。

雇用情勢のデータについて

	2020年												2021年						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
①有効求人倍率(倍)	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	
②完全失業率(%)	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	2.8	
③完全失業者数(万人)	166	170	176	192	192	196	204	207	215	205	210	203	203	180	194	204	202	190	

※有効求人倍率、完全失業率、完全失業者数は季節調整値

	2020年												2021年						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
④休業者数(役員以外) 前年同月差(万人)	16	25	353	217	62	14	1	30	14	20	11	34 (38)	12 (28)	▲30 (▲5)	▲337 (16)	▲181 (36)	▲47 (15)	▲4 (10)	
⑤正規雇用労働者数 前年同月差(万人)	44	67	63	▲1	30	52	38	48	9	21	16	36 (78)	26 (70)	54 (121)	5 (68)	22 (21)	15 (45)	16 (68)	

※休業者数、正規雇用労働者数は原数値

※①は厚生労働省「職業安定業務統計」 ②～⑤は総務省「労働力調査」

※④、⑤中 () は、前々年同月差(万人)